資料4

令和3年度熊本県社会的養育推進計画進捗状況評価報告書（概要）

1　進捗状況評価の考え方

（1）　計画の進捗状況評価の目的

本県では、子どもの最善の利益の実現に向けて、社会的養育の体制整備の基本的な考え方と全体像を示した「熊本県社会的養育推進計画」（対象期間：R2～R11）（以下「計画」という。）に基づき取組みを推進しており、目標達成に向けて、進捗状況評価を行うことを目的として実施する。

（2）　進捗状況評価の方法

計画に記載された施策等に対する取組状況について、4段階評価を行うとともに、今後の取組みの方向性等を整理する。

※4段階評価　目標達成：「★」、前進：「↗」、現状維持：「➡」、後退：「↘」

2　令和3年度進捗状況評価の結果

（1）当事者である子どもの権利擁護の取組み（意見聴取・アドボカシー）【計画P15～P16】

	具体的取組み		進捗状況
施策毎の評価結果	1	子どもからの意見聴取や意見を汲み取る取組みの推進 ・児童相談所による年2回の定期的な個別面談に加え、新たに障がい児施設における個別面談を実施 ・施設等に対する子どもの権利擁護に関する研修の実施	↗
	2	子どもの権利擁護、アドボケイトの育成 ・児童相談所における子どもの権利擁護に関する研修の実施 ・学識経験者へのヒアリングを実施	➡
	3	アドボケイト導入に向けての検討 ・子どもの権利擁護に関する国の動向について情報収集 ・令和4年度のモデル事業実施に向けた予算措置	↗
総合的な評価		・アドボケイト導入やアドボケイトの育成にはまだ至っていない。 ・児童養護施設等への入所児童への個別面談の実施に加え、障がい児施設における個別面談の実施や学識経験者への子どもの権利擁護に関するヒアリングなど、着実に取組みを推進している。	
今後の取組みの方向性		・各種研修の実施による関係者への子どもの権利擁護の意識を高めるとともに、モデル的にアドボカシーの取組みを実施していくなど、さらに子どもの権利擁護の取組みを推進していく。	

（２）市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた熊本県の取組み【計画P17～P18】

施策毎の評価結果	具体的取組み			進捗状況
	1	子育て世代包括支援センター	(R4.4.1) ３２市町村、５区 (R3.4.1) ２６市町村、５区	↗
	2	市区町村子ども家庭総合支援拠点	(R4.4.1) ２２市町村、５区 (R3.4.1) １０市町村、５区	↗
	3	要対協の活性化（調整担当者の配置）	(R4.4.1) ４４市町村、５区 (R3.4.1) ３６市町村、５区	★
	4	要対協調整担当者研修	令和３年９～１２月実施	→
	5	要対協調整担当フォローアップ研修	実施なし	↘
	6	児童相談所初任者研修（市町村職員も受講可）	令和３年７～８月実施	→
	7	市町村児童福祉主管課長会議	令和４年３月実施	→
	8	児童相談所での市町村職員実地研修	令和３年８月～令和４年１月実施	↗
	9	児童養護施設等での市町村職員の研修（措置児童への理解促進）	令和３年８月～令和４年２月実施	↗
	10	家庭児童相談部門の研修（熊本市）	・調整担当者研修受講者：11名 ・外部研修参加（リモート）2回	↗
総合的な評価	・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一部実施できなかった研修等があるものの、オンラインの活用などにより、各種研修会を実施し、市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進などを図った。			
今後の取組みの方向性	・市町村における更なる子ども家庭支援拠点設置促進や、熊本市における児童虐待対応マニュアルの改定等を実施する。			

（３）里親等への委託の推進に向けた取組み【計画P22～P28】

里親等委託児童数、里親等委託率

項目＼年度	実績								目標	
	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R6 (2024)	R11 (2029)
里親等委託児童数（人）	78	77	94	97	87	84	85	100	191	258
里親等委託率（%）	10.3	10.4	12.8	13.4	12.6	12.4	13.5	15.6	26.9	38.0
里親等委託率前年比	－	＋0.1	＋2.4	＋0.6	-0.8	-0.2	＋1.1	＋2.1		

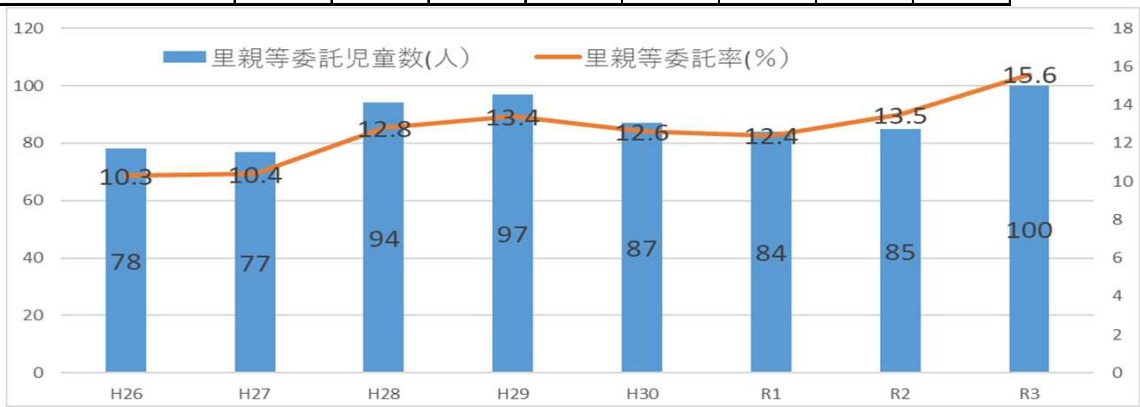

里親等委託率（年齢別）

年度		全体	0～2歳	3～6歳	7歳以上
R2	里親等委託児童数	85人	8人	16人	61人
	施設等措置児童数	546人	49人	33人	464人
	里親等委託率	13.5%	14.0%	32.7%	11.6%
R3	里親等委託児童数	100人	7人	17人	76人
	施設等措置児童数	542人	47人	69人	426人
	里親等委託率	15.6%	13.0%	19.8%	15.1%
R6（目標）	里親等委託児童数	191人	26人	38人	127人
	施設等措置児童数	512人	31人	73人	417人
	里親等委託率	26.9%	45.4%	34.4%	23.4%

※R6の児童数と委託率は整数処理のため整合していない部分があります。
〇里親等…里親、ファミリーホーム　　〇施設等…乳児院、児童養護施設

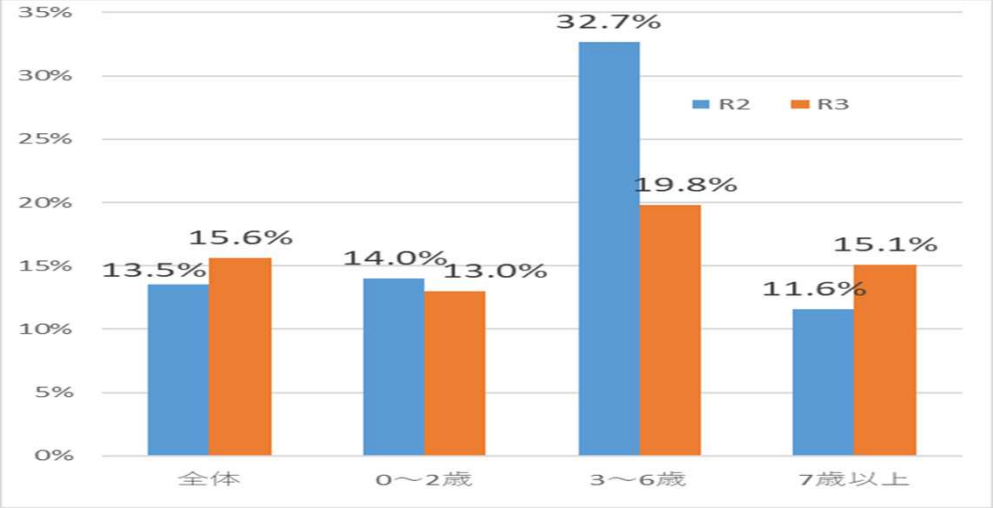

里親の登録状況　　（単位：世帯）

項目 ＼ 年度		実績								目標	
		H26（2014）	H27（2015）	H28（2016）	H29（2017）	H30（2018）	R1（2019）	R2（2020）	R3（2021）	R6（2024）	R11（2029）
里親登録の種別	養育里親	105	109	126	137	135	142	150	187	255	344
	専門里親（再掲）	19	18	19	19	20	20	19	16	22	30
	養子縁組里親	46	62	68	51	62	69	77	85	116	156
	親族里親	4	3	3	4	4	3	5	6	7	11
合　計		155	174	197	192	201	214	232	278	378	511
前年比		－	＋19	＋23	-5	＋9	＋13	＋18	＋46		

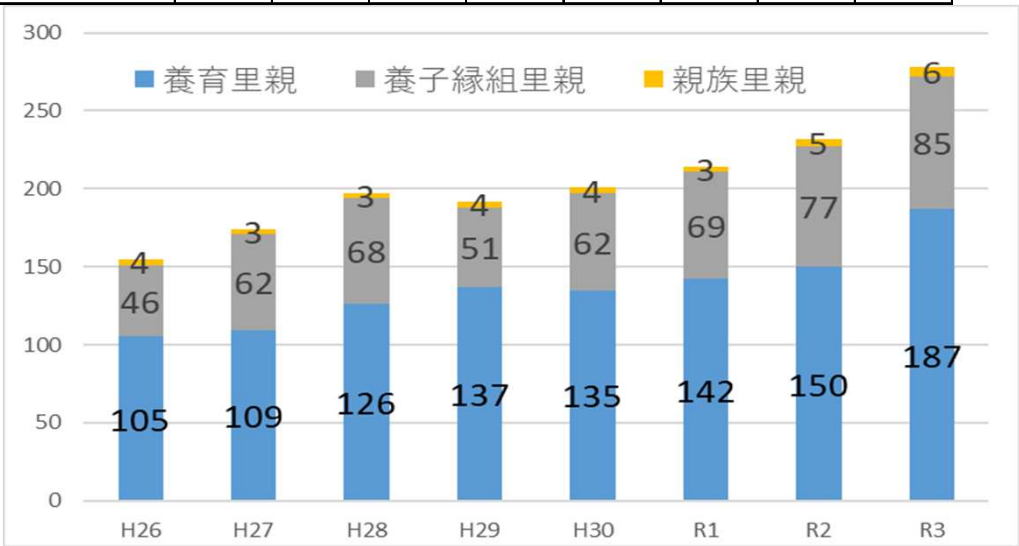

施策毎の評価結果		具体的取組み	進捗状況
	1	**熊本モデル・フォスタリング業務体制の構築** ・月1回の里親機関定例会議を開催し、県内の3児相、各フォスタリング機関、各施設の里親支援専門相談員で情報を共有 ・令和4年3月に里親委託等推進委員会を開催	↗
	2	**更なる登録里親の増加** ・フォスタリング機関、里親支援専門相談員による積極的なリクルートの実施 ・3つのフォスタリング機関でフォスタリング協議会を設立	↗
	3	**ファミリーホーム設置への支援** ・ファミリーホーム設置希望者への説明及び適切な支援を実施し、新たな設置に繋がった	↗
	4	**里親・ファミリーホームへのサポート体制の充実** ・新たにフォスタリング機関を1カ所設置するとともに、サロンや研修の実施により里親への支援を推進 ・フォスタリング機関、里親支援専門相談員、児童相談所が連携した里親応援会議を開催	↗
	5	**熊本県里親協議会と関係機関が連携した里親・ファミリーホーム支援** ・フォスタリング機関、里親支援専門相談員、里親協議会が連携し、サロンを開催	↗
総合的な評価		・新たにフォスタリング機関が1カ所設置されたことにより、県内3カ所となり、県内全域をカバーする体制が構築された。 ・フォスタリング機関、里親支援専門相談員、里親協議会、児童相談所が連携した支援を実施した。	
今後の取組みの方向性		・関係機関における役割分担等を整理するとともに、各関係機関と連携した更なる里親支援の充実を図る。	

（4）パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制構築に向けた取組み

【計画P29～P30】

施策毎の評価結果		具体的取組み	進捗状況
	1	**特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築** ・産前・産後母子支援事業を実施し、特定妊婦等に対する相談体制の強化を図った ・民間あっせん機関との連携を図った	→
総合的な評価		・特定妊婦に対する相談支援を行うとともに各市町村要対協の個別ケース会議におけるバックアップを実施した。 ・県里親協議会内に特別養子縁組に係る交流の場として「いちごの会」を設立し、コミュニケーションや仲間づくりの場を設けた。	
今後の取組みの方向性		・特定妊婦に対する関係機関との連携強化や民間あっせん機関との連携強化を図る。 ・特別養子縁組制度に係る啓発活動を推進する。	

（５）施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み

【計画P31～P36】

施策毎の評価結果		具体的取組み	進捗状況
	1	**施設の小規模かつ地域分散化の推進** ・地域小規模児童養護施設を1カ所開設（シオン園）するとともに、開設に向けた検討を実施 ・補助金に関する情報提供や助言を実施	↗
	2	**施設の小規模かつ地域分散化のための人材育成、人材確保** ・補助金に関する情報提供や助言を実施	→
	3	**施設の高機能化、様々な機能を併せ持つ多機能化を推進** ・ショートステイ、トワイライトステイ、病児・病後児保育利用者を積極的に受け入れた ・施設の多機能化としてフォスタリング機関、児童家庭支援センター、一時保護専用施設等を開設	↗
	4	**高機能化及び多機能化・機能転換のための人材育成、人材確保** ・人材育成計画を作成し、階層別に分けた研修の実施 ・実習生の受け入れ、学生アルバイトを雇用 ・補助金に関する情報提供や助言、人材確保事業を実施	↗
	5	**児童家庭支援センターの機能拡充** ・児童家庭支援センターを4カ所設置（熊本市、八代、宇城・上益城、人吉・球磨） ・市町村説明会の開催やホームページなどにより周知	★
	6	**フォスタリング機関の設置検討** ・熊本市にフォスタリング機関を設置 ・児童相談所、里親支援専門相談員、里親協議会等が連携	★
	7	**一時保護専用施設の設置検討** ・中央児童相談所管内において一時保護専用施設（開放型）を設置	★
	8	**児童心理治療施設、児童自立支援施設の取組み** ・清水が丘学園について、改築整備基本計画に基づき基本設計等を実施	↗
	9	**母子生活支援施設の取組み** ・広域入所促進事業等を実施し、DV等で住所地から離れた母子を受け入れる場合の寝具や調理器具、日用品等を整備	↗
総合的な評価		**・地域小規模児童養護施設を1カ所開設した。 ・児童家庭支援センターを新たに4カ所設置し、県内全域で市町村・児童家庭支援センター・児童相談所による三層構造の相談支援体制を構築した。**	
今後の取組みの方向性		**・施設の高機能化、多機能化を推進するとともに、児童家庭支援センターの機能の向上を図り、三層構造の相談支援体制の強化を図る。**	

（６）一時保護改革に向けた取組み【計画P37～P38】

施策毎の評価結果		具体的取組み	進捗状況
	1	**一時保護体制の充実** ・中央児童相談所管内において一時保護専用施設（開放型）を設置	★
	2	**一時保護所の環境整備、職員の育成** ・学習指導員を継続的に任用 ・一時保護所内の職員研修を実施	↗
	3	**子どもの権利擁護のための取組み** ・一時保護開始時に児童福祉司や児童心理司による子どもへの丁寧な説明を実施 ・アンケートを実施するとともに意見箱を設置し、子どもへの回答や改善を実施	↗
	4	**里親等への一時保護委託の推進** ・里親への一時保護委託を実施 ・里親へ一時保護を説明し、受け入れ可能な里親のリストを作成	↗
総合的な評価		・開放型の一時保護専用施設の整備を行った。 ・一時保護所における研修等の充実を図るなど、子どもの権利擁護意識の醸成に向けた取組みを実施した。	
今後の取組みの方向性		・施設の小規模化を図る中、一時保護委託児童数の増加に伴う受け皿の確保や一時保護所におけるアドボケイト導入について検討する必要がある。	

（７）社会的養護自立支援の推進に向けた取組み【計画P39～P40】

施策毎の評価結果		具体的取組み	進捗状況
	1	**自立援助ホームの運営等の支援** ・自立援助ホーム設置希望者に対する説明や助言を実施	↗
	2	**社会的養護自立支援事業等の実施** ・NPO法人ブリッジフォースマイルと連携し、継続支援計画を策定し、退所者への支援を実施 ・大学・専門学校進学児童の措置延長を実施	↗
	3	**その他の取組み（情報提供等）** ・NPO法人ブリッジフォースマイルと連携し、主に高校3年生の児童への説明・動機付けを実施 ・児童相談所の職員が職業指導員連絡会に参加し情報を共有	↗
総合的な評価		・社会的養護自立支援事業や施設退所児童等自立支援事業を実施するとともに、関係機関と連携し、施設退所者等への継続的な支援を実施した。	
今後の取組みの方向性		・関係機関との更なる連携強化や対象児童への制度の周知等を実施するなど、自立支援の取組みを推進する。	

（８）児童相談所の強化等に向けた取組み【計画P41～P43】

施策毎の評価結果	具体的取組み		進捗状況
	1	**職員配置** ・児童福祉司、児童心理司を増員し児童相談所の体制を強化 ・弁護士、医師、保健師、警察官等を配置	↗
	2	**専門性向上、人材育成** ・SV研修等専門の研修を受講	↗
	3	**組織体制の見直し** ・熊本市児童相談所において里親班を増員し、体制を強化	↗
	4	**関係機関（警察、教育、医療機関等）、DV対応機関、児童家庭支援センター、市町村との連携** ・面前DVケースにおける女性相談センターとの連携、情報共有や、市町村との連携のため、合同研修や実地研修を実施 ・現職警察官を配置し、警察との連携した対応を実施	↗
	5	**子どもを社会で見守る体制の構築** ・11月に子どもの虐待防止を考えるシンポジウムを開催 ・虐待防止のポスター掲示やリーフレットの配布など啓発活動を実施	↗
総合的な評価	**・児童福祉司や児童心理司等の専門職の増員を行うとともに、現職警察官や警察官OBを配置するなど、児童相談所の体制を強化した。 ・市児童相談所において、専任の弁護士を配置し、常時相談できる体制を整備した。**		
今後の取組みの方向性	**・県における弁護士配置の検討やコロナ禍における児童虐待防止に係る周知・啓発等の実施方法を検討する必要がある。**		